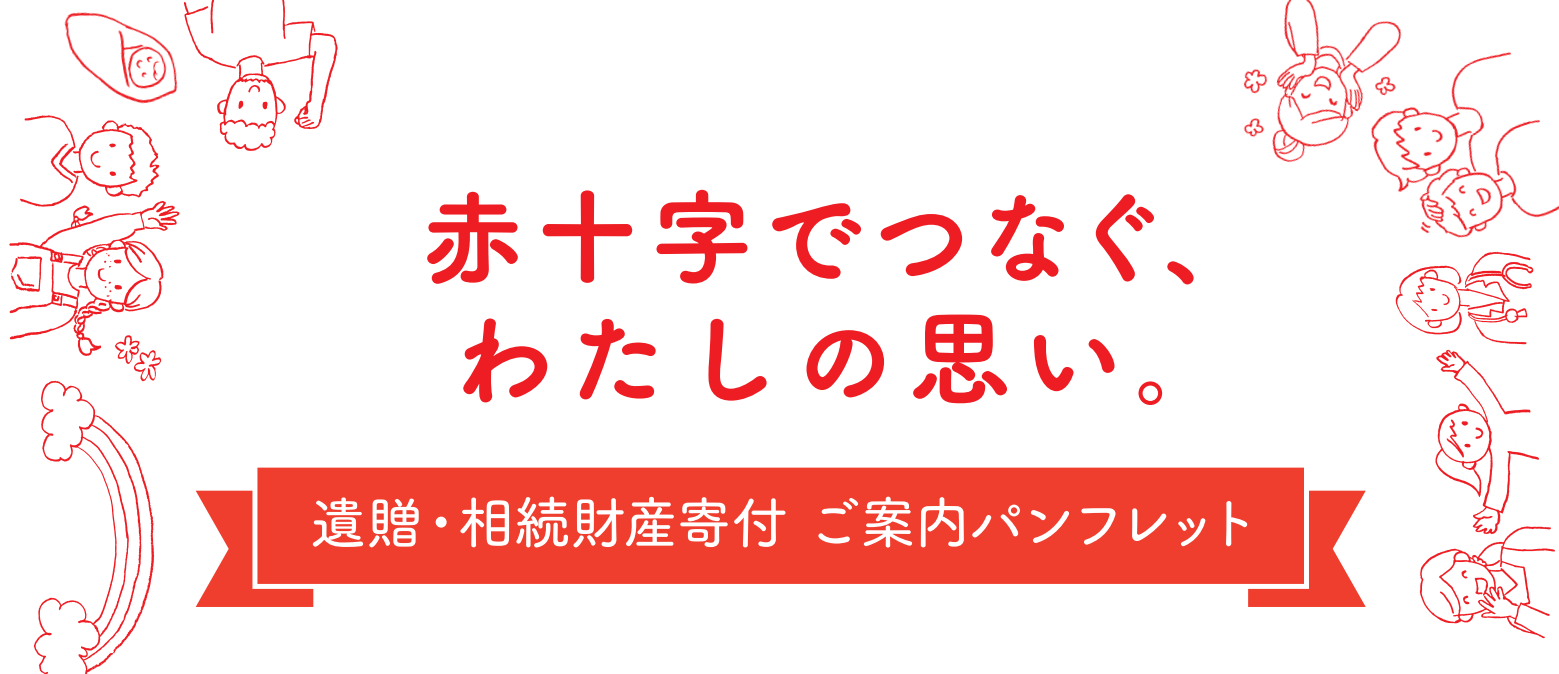




赤十字でつなぐ、 わたしの思い。

遺贈・相続財産寄付 ご案内パンフレット

「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

相談される方のきっかけは様々ですが、

ひとり暮らしで身寄りや相続先のない方が増えていることもあり、

財産を寄付することへの関心が高まっています。

日本赤十字社は、このような尊い思いに応えるために

遺贈（遺言による寄付）、相続財産寄付を承っております。

遺贈とは

遺言によって財産の全部または一部
を団体などの第三者に与えることを
「遺贈」といいます。

詳しくは1ページ～

災害時に、
日本赤十字社に
助けられました

赤十字病院や輸血で
お世話になった

相続財産寄付とは

相続により取得した財産の全部また
は一部を寄付することを「相続財産
寄付」といいます。

詳しくは4ページ～

故人の思いを
汲んで寄付をしました

故人の供養になればと
思って寄付をしました



日本赤十字社 山形県支部
Japanese Red Cross Society



「遺贈」 遺言による寄付

遺言により自分の築いた財産を特定の人や団体などの第三者に贈ることを「遺贈」といいます。遺言書で財産の全部または一部の受取人(受遺者)として日本赤十字社を指定いただくことで、国内外で災害、病気、紛争などで苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

※日本赤十字社に遺贈した財産は、相続税の課税対象になりません。

遺贈の流れ

ご生前

1 遺贈内容の決定 遺言執行者の決定

遺言の内容と遺贈先となる受遺者をお決めください。
また、遺言者のかわりに遺言書の内容を実行する遺言執行者をお決めください。

詳しくは次ページ以降へ

2 遺言書の作成

「専門家」にご相談の上、法的に有効な遺言書をご作成ください。

詳しくは次ページ以降へ

3 遺言執行者へ ご逝去の連絡

ご家族やご友人、死後事務委任契約者などの通知人から、遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。

4 遺言書の開示

遺言執行者から日本赤十字社に連絡が届き、遺言の内容を日本赤十字社が確認させていただきます。

5 遺言執行と 財産の引渡し

遺言執行者が遺言書に基づき手続きを行い、指定の財産を日本赤十字社に寄付します。

6 受領証の発行

日本赤十字社から遺言執行者あてに受領証を発行します。
お寄せいただいた財産は国内外の人道支援活動のために大切に使用させていただきます。

ご逝去後

遺言書について

遺言を残すには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」などがありますが、遺贈の場合は「公正証書遺言」による方式をお勧めします。遺言書の作成については、専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

「公正証書遺言」とは 証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公証役場などで公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名押印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造などの心配がありません。

【公正証書遺言の作成例】

「遺言執行者」は専門家へのご相談をお勧めします

詳しくは 3 ページ 3 へ

受遺者は「日本赤十字社」とご記載ください※ 詳しくは 3 ページ 1 へ

〇〇年 第〇〇号

遺言公正証書

本職は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、後記証人立会のもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

第一条 遺言者は遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務、譲渡所得税・住民税等を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、左記の通り遺贈する。

（遺贈する財産の表示） 記

1. 株式会社〇〇銀行〇〇支店に預託中の預金
2. 不動産〇〇〇〇

（受遺者の表示）

受遺者 日本赤十字社

主たる事務所 東京都港区芝大門一丁目1番3号

右代表者 大塚 義治

なお、遺贈の使途は日本赤十字社山形県支部の事業とする。

第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。

（遺言執行者の表示） 記

〇〇〇〇

遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し次に署名押印する。

（中略）

〇〇法務局所属	公証人	〇〇〇〇	印
	証人	〇〇〇〇	印
	証人	〇〇〇〇	印
	遺言者	〇〇〇〇	印

遺言者、証人、公証人がそれぞれ署名押印します

不動産や有価証券などの寄付の場合
財産の換価・換金について
ご記載ください 詳しくは 3 ページ 2 へ

遺言書作成時の留意事項

1 受遺者について

受遺者を「日本赤十字社」とご記載ください。また日本赤十字社山形県支部を遺贈先としていただくことが可能です。地域に根差した活動を展開する支部を遺贈先とすることで、「ゆかりの地に恩返しをしたい」「大切な故郷を支えたい」といった思いを叶えることができます。

2 遺贈する財産の換価・換金(現金化)について

遺言書には、遺言者の有する不動産や有価証券などの財産を遺言執行者が換価・換金し、諸費用・税金などを控除したうえで、日本赤十字社に遺贈する旨をご記載ください。
遺言執行者にて換価・換金が難しい場合は、事前にご相談ください。

3 遺言執行者について

信頼のできる方を指定することはもちろんですが、遺言内容を確実に実行するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きが必要になりますので、法律に詳しい専門家に依頼することをお勧めしております。

なお、遺言執行の専門家ではないため日本赤十字社を遺言執行者に指定することとはご遠慮願います。

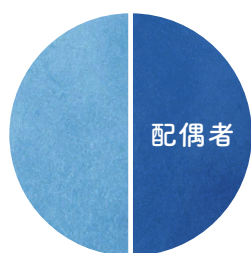
4 遺留分について

「遺留分」とは配偶者、子、親などの相続人に、最低限度保障された相続財産の受け取り分のことです。遺贈をご検討の際には、遺留分権利者に予めご了承くださいか、遺留分相当の財産を与えるなど、遺留分についてご配慮いただくことをお願いしています。

【参考】遺留分権利者と遺留分について

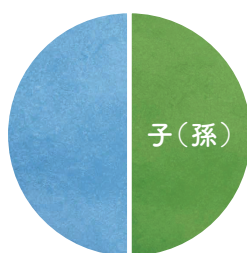
※兄弟姉妹甥姪には遺留分はありません。

相続人が配偶者のみ



配偶者 1/2

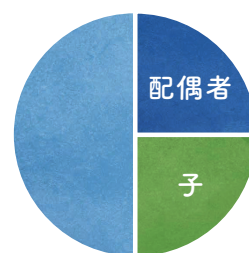
相続人が子(または孫)のみ



子(孫) 1/2

※子が複数の場合は均分されます。

相続人が配偶者及び子

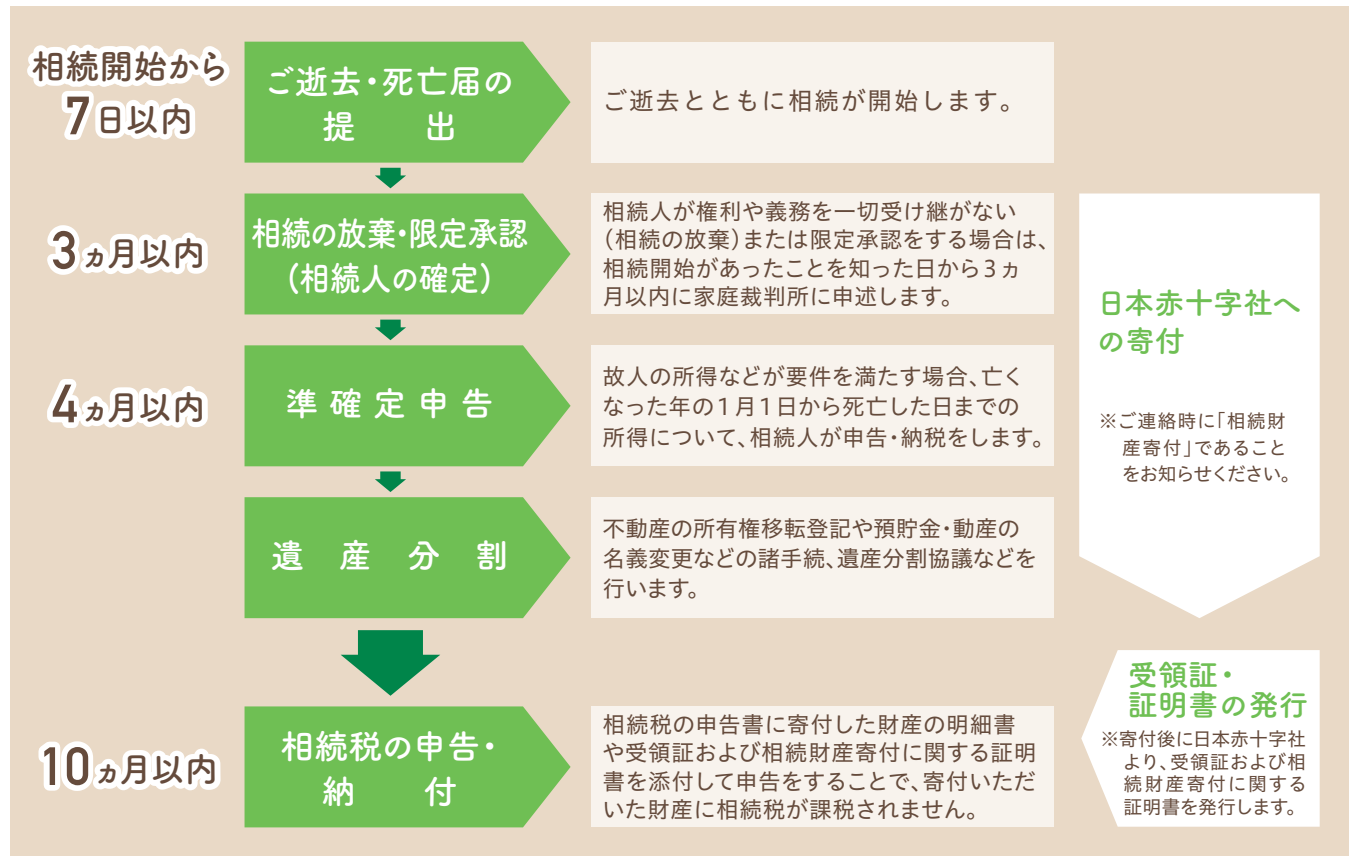


配偶者 1/4、子 1/4

「相続財産寄付」

「『社会に役立ちたい』と常々話されていた」、「生前に赤十字活動に関心があった」といった、故人の思いを尊重し、ご遺族の方が相続により取得した財産の全部または一部を日本赤十字社へ寄付することで、国内外で災害、病気、紛争などで苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

相続財産寄付の流れ



非課税となる税制上の優遇措置があります

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内）に日本赤十字社に寄付した場合、**寄付した財産には相続税がかかりません。**

（関係根拠法令：租税特別措置法第70条）

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する受領証と相続財産寄付に関する証明書を相続税の申告書に添付する必要があります。

詳しくは、日本赤十字社山形県支部または本社までお問い合わせください。

【相続財産寄付に関する証明書】

第〇〇号	
証明書	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇
氏名	〇〇 〇〇 様
この度、日本赤十字社に対しなされた相続財産の寄付に関する下記記載の事項は、事実と相違ないことを証明します。	
記	
1. 寄付受領日	〇〇年〇〇月〇〇日
2. 寄付金額	〇〇〇〇〇〇〇〇円
3. 寄付金の明細	現金
4. 寄付金の使途	日本赤十字社事業資金
〇〇年〇〇月〇〇日	
日本赤十字社 社長 大塚 義治 印	

相続税について

相続により財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

法定相続分に応じる取得金額 $\text{課税遺産総額 (課税価格の合計額 - 基礎控除額 A)} \times \text{法定相続分}$

法定相続人別の相続税額 $\text{法定相続分に応じる取得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}$

法定相続人別の相続税額の合計金額 = 相続税の総額

日本赤十字社に寄付した場合、
その寄付額分も控除され
相続税額が変わります。

計算例

相続財産2億円で
法定相続人が
配偶者と子2人の場合



法定相続分に応じる
取得金額

配偶者 $(2\text{億円} - 4,800\text{万円}) \times 1/2 = 7,600\text{万円}$
子 $(2\text{億円} - 4,800\text{万円}) \times 1/4 = 3,800\text{万円}$

法定相続人別
の相続税額

配偶者 $7,600\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,580\text{万円} \dots \text{①}$
子 $3,800\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 560\text{万円} \dots \text{②}$

相続税の総額

① $1,580\text{万円} + \text{② } 560\text{万円} \times 2 = 2,700\text{万円}$

【基礎控除額の算出方法】 A 基礎控除額 = $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

※配偶者の税額軽減など、その他税額控除もございますので、相続税についての詳細は、
国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) またはお近くの税務署などにお問い合わせください。

お香典によるご寄付について

「故人の意思を社会のために活かしたい」というご遺族の思いをかたちにする方法として、お香典による寄付があります。日本赤十字社山形県支部では、ご仏前に添えて故人の在りし日を偲ぶことができるよう、亡くなられた方のご芳名を刻印した表彰楯などを贈らせていただきます。

ご希望により、故人のお名前でも表彰させていただきます



詳しくは日本赤十字社ホームページ
「表彰制度について」をご覧ください。
お問い合わせください。

日本赤十字社 表彰 検索

よくあるご質問

Q ひとり身なので、財産を相続する人がいません。
亡くなった後の手続きも心配ですが、どうしたらよいでしょうか？

相続人のいない方の財産は、遺言書がないと原則として国庫に帰属します。

遺言書を作成することにより社会貢献活動を行う団体などに財産を残すことができます。

遺言書の内容を実行する遺言執行者を指定し、亡くなった後に各種手続きを行う
死後事務を委任契約される方が多いようです。

Q 寄付した財産の使い方(使途)の指定はできますか？

日本赤十字社の支部をご指定いただくことで、故郷やゆかり
の地の赤十字活動へのご支援が可能です。

遺贈の場合、未来のことになりますので、特定の災害義援金
や海外救援金などに使途を指定することはできません。



Q 遺贈や相続財産寄付の他に、日本赤十字社を支援する方法はありますか？

ご存命中に年間2,000円以上の継続的なご支援をいただく会員制度がございます。

また、都度の寄付や香典からの寄付、保険会社の仕組みによりますが保険金の受取人
に日本赤十字社をご指定いただく方法もございます。

Q 寄付した遺産はどのように使われますか？
また日本赤十字社ならではの支援の強みは何ですか？

日本赤十字社が行う災害救護や防災教育、国際救援などの活動
を通じて苦しんでいる人びとを救うために使われます。詳しくは
次のページをご覧ください。

多くの皆さまに支えられ、国内国外を問わず、各々の地域に根差
した赤十字のネットワークを有し、互いにそのノウハウや特徴を
活かして自ら活動できることが強みです。



～ あなたの「救いたい」という思いを赤十字に ～

日本赤十字社山形県支部では国内外において様々な人道的活動を展開しています

国内災害救護活動



被災地での医療救護活動

救急法等の普及



地域における救急法講習

赤十字奉仕団



地域におけるボランティア活動

青少年赤十字



災害についての学習(避難所体験)

国際活動



海外での被災者等支援募金活動

血液事業



献血者の募集と採血活動

遺贈・相続財産寄付に関する県内の専門相談窓口

区 分	相談窓口	住 所	電話番号
公 証 人	山形公証役場	山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル 6階	023-625-1693 023-633-0936
	米沢公証役場	米沢市金池2-6-23	0238-22-6886
	鶴岡公証役場	鶴岡市新海町17-68	0235-22-9996
弁 護 士	山形県弁護士会	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234
司 法 書 士	山形県司法書士会	山形市小白川町1-16-26	023-623-7054
情報提供機関	法テラス山形	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	050-3383-5544
税 理 士	東北税理士会 山形県支部連合会	山形市旅籠町1-12-51	023-632-4244
銀 行	山形銀行 営業支援部	山形市七日町3-1-2	023-634-7021
	荘内銀行 営業推進部	山形市本町1-4-21	023-626-9002
	きらやか銀行 本業支援戦略部	山形市旅籠町3-2-3	023-631-0001
信 用 金 庫	山形信用金庫 総務部	山形市鉄砲町2-18-5	023-632-2161
	米沢信用金庫 営業推進部	米沢市大町5-4-27	0238-22-3433
	鶴岡信用金庫 営業統括部	鶴岡市馬場町1-14	0235-22-2587
	新庄信用金庫 総務部	新庄市本町2-9	0233-22-4222
信 用 組 合	北郡信用組合 営業推進課	村山市楯岡晦日町1-8	0237-55-5693
	山形中央信用組合 事務部	長井市本町1-3-3	0238-84-2182
	山形第一信用組合 業務部	高畠町大字高畠687	0238-52-3302
	山形県医師信用組合 業務部	山形市松栄1-6-73	023-666-5700